

陸上交通様式第 3（日本工業規格 A 列 4 番）

令和 2 年 1 1 月 2 6 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 江別市地域公共交通活性化協議会
住 所 北海道江別市高砂町 6 番地
代 表 者 氏 名 会長 川上 誠一 印

地域内フィーダー系統確保維持計画変更届出書

令和 2 年 9 月 2 9 付け国総地第 6 4 号で国土交通大臣より認定された地域内フィーダー系統確保維持計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

- 変更日 令和 2 年 1 2 月 1 日
- 変更箇所 表 1 野幌見晴台線①～④における計画運行回数 及び
運行ダイヤ表
- 変更理由 事業者において利用実績を検証した上で適正な運行便数の見直し
を行った結果、野幌見晴台線①～④においてダイヤが変更
になった為

※本申請書に、変更する事項を全て記した生活交通確保維持計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和 2 年 6 月 3 0 日

（変更届出日 令和 2 年 1 1 月 2 6 日 ）

（名称）江別市地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称

令和 3 年度江別市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

江別市内のバス路線は、モータリゼーションの進展などにより利用者の減少傾向が続いており、これに伴い、多額の赤字を抱えながら運行している。この赤字を解消するために、減便や路線の廃止による運行の効率化が行われてきたが、これがさらなる利用者の減少につながるなど、負の連鎖が続いてきた。また近年は、深刻化している人材不足により、事業者における乗務員の確保が年々厳しくなっており、江別市内においても、乗務員不足により現在の運行規模を維持することが難しくなっている。一方で、現在、江別市民の 4 人に 1 人が高齢者となり、今後も増加傾向が続くと見込まれることから、高齢者の移動手段の確保が課題となっており、このため、市内公共交通の必要性は、さらに高まるものと考えられる。

市内の公共交通網として、鉄道は、北海道旅客鉄道株式会社の函館本線が江別市内を東西に貫いており、ＪＲ江別駅、野幌駅、大麻駅の 3 主要駅のほか、高砂駅と豊幌駅が立地し、ラダー（はしご）型の市街地の骨格を担っている。路線バスは、現在ジェイ・アール北海道バス株式会社、北海道中央バス株式会社、夕張鉄道株式会社の 3 社が計 14 路線を運行している。江別市内のバス停留所別の利用状況は、大学等の教育機関の最寄り停留所や、ＪＲ駅での利用が多くなっている。

江別市では、平成 27 年度に、「ＪＲとの乗り継ぎ改善」や「駅への所要時間短縮」といった交通機能の向上に向けた効果検証を行うため、新たな路線の実証運行を行った。この結果、新規需要の創出効果が確認され、実証運行路線が目的とする「ＪＲとの乗り継ぎ改善」や「駅への所要時間短縮」効果が利用者のニーズに合致していること、既存の市内完結 2 路線（旧江別 4 番通線・旧江別錦町線）が、「ＪＲとの乗り継ぎ改善」や「駅への所要時間短縮」といった利用者のニーズを満たしていない可能性があることが認められた。

旧江別 4 番通線・旧江別錦町線は、それぞれ起終点が同一であるほか、一部で経路が重複し、非効率な運行となっていたことなどから、多額の赤字を抱え、今後の維持が難しい状況となっていたため、実証運行路線の考え方を基本とし、ＪＲ野幌駅への速達性の向上、ＪＲ高砂駅利用の需要に配慮した路線「野幌見晴台線」へ統合し、ＪＲ野幌駅及びＪＲ高砂駅における夕張鉄道㈱の地域間幹線系統と接続確保を行う地域内フィーダー系統として平成 30 年 10 月 1 日から新たに運行を開始したものである。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

江別市地域公共交通網形成計画における目標設定と整合性を図り、次のとおり設定する。

- ① 新路線（野幌見晴台線）に統合した旧2路線（旧江別4番通線・旧江別錦町線）における平成26年度～平成28年度の平均年間輸送人員245千人に対し、以下の目標値を設定する。

・令和3年度（R2／10～R3／9）：245千人

※運行便数は、旧2路線に比して新路線（当計画の対象ではない運行系統も含む）では減少しているが、運行を効率化し、利便性を向上することにより1便あたり輸送人員を増加させる。

また、令和2年度分（R1／10～R2／9）は新型コロナウイルス感染症の影響により、輸送人員は目標値より大幅に下回る予定であるが、当年度分についてはその落ち込みを回復させられるよう例年と同様の目標値を設定する。

- ② 交通環境に満足している市民割合を平成28年度の65.9％に対し、以下の目標値を設定する。

・令和3年度：67.1％

(2) 事業の効果

- ・JR野幌駅及びJR高砂駅における夕張鉄道(株)の地域間幹線系統と接続確保を行う。
- ・駅から離れている見晴台方面や元江別、いずみ野方面とJR野幌駅の間を8の字型経路で運行することにより、通勤・通学における速達性のニーズに対応するとともに、中心市街地との接続性が向上し、買物など中心市街地への誘客につながる。
- ・旧江別4番通線と旧江別錦町線を統合したことで、運行の効率化を図る。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・交通結節点となっているJR各駅におけるバス案内情報の充実化（統合時刻表の整備、バスマップの配架等）により結節機能を強化し、JRと路線バス双方の利用促進、利便性向上を図る。（江別市、事業者等）
- ・路線バスを利用するうえで基本的な情報となるバス路線や運賃、支払い方法などを網羅した、分かりやすいバスマップを作成する。（江別市、事業者等）
- ・江別市内を運行するバス事業者の間でも、ICカード導入や小児運賃制度などの状況が異なることから、これらを網羅した乗り方ガイドを作成する。（江別市、事業者等）
- ・公共交通の利用促進に関するPR活動や情報提供を、市の広報やホームページを通じ、強化して実施する。（江別市、事業者等）
- ・市民の希望に合わせた出前講座等を実施する。（江別市、事業者等）
- ・転入者に対し、転入時に公共交通に関する情報提供を行うことで、利用促進を図る。（江別市、事業者等）

（江別市地域公共交通網形成計画 P71～85 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
江別市から運行事業者への補助金額については、当該路線（野幌見晴台線）の経常収益及び国庫補助金を経常費用から差し引いた差額分を江別市生活バス路線運行費補助金交付要綱に基づき負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
北海道中央バス株式会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
※該当なし

(2) 事業の効果
※該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
20. 貨客混載の導入に要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
21. 協議会の開催状況と主な議論
・ 令和元年 6 月 26 日に江別市地域公共交通活性化協議会を開催し、令和 2 年度分の当計画を承認。 ・ 令和元年 11 月 6 日に同協議会を開催し、令和 2 年度分の当計画が国の認定を受けたことを報告。 ・ 令和 2 年 1 月 28 日に同協議会を開催し、令和元年 11 月 29 日付で令和 2 年度分の当計画の変更届出（1 度目変更）を行ったことを報告。 ・ 令和 2 年 3 月 23 日に同協議会を開催（書面会議）し、令和 2 年度分の当計画の変更（2 度目変更）を承認。 ・ 令和 2 年 6 月 23 日に同協議会（書面協議）を開催し、令和 3 年度分の当計画を承認。
22. 利用者等の意見の反映状況
江別市地域公共交通網形成計画の策定にあたり、路線バスの利用実態等について把握するため、OD 調査や IC カードデータの分析を行ったほか、一定期間の市民意見募集を行った結果等を反映させた。 令和元年度は、地域公共交通活性化協議会を 4 回開催し、江別市地域公共交通網形成計画策定後、計画に位置付けた施策を実施するための議論を行ったほか、市内公共交通における現状の課題や今後の方針等について協議・検討を行った。利用者を代表する市民公募委員からも、いろいろな意見を頂戴した。 江別市地域公共交通活性化協議会の開催日 →第 1 回 令和元年 6 月 26 日 第 2 回 令和元年 11 月 6 日 第 3 回 令和 2 年 1 月 28 日 第 4 回 令和 2 年 3 月 23 日（書面会議）

23. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	北海道石狩振興局地域創生部地域政策課
関係市区町村	江別市企画政策部
交通事業者・交通施設管理者等	ジェイ・アール北海道バス株式会社 北海道中央バス株式会社 夕張鉄道株式会社 札幌地区バス協会 一般社団法人札幌ハイヤー協会 北海道旅客鉄道株式会社 国土交通省北海道開発局札幌開発建設部札幌道路事務所 北海道空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所 江別市建設部土木事務所 札幌方面江別警察署
地域公共交通の利用者	江別市自治会連絡協議会 江別市女性団体協議会 江別市社会福祉協議会 江別第一地域包括支援センター 公募委員
地方運輸局	北海道運輸局札幌運輸支局
その他協議会が必要と認める者	北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授 北海道情報大学経営情報学部講師 北海道地方交通運輸産業労働組合協議会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 北海道江別市高砂町 6 番地

(所 属) 企画政策部政策推進課公共交通担当

(氏 名) 松井 修

(電 話) 0 1 1 - 3 8 1 - 1 2 9 5

(e-mail) seisaku@city.ebetsu.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和3年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様 の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該当 する要件 (別表7のみ)
江別市	北海道中央バス株式会社	(1) 野幌見晴台線①	野幌駅北 口	5丁目通 (錦町先回)	野幌駅北 口	(循環) 10.0km	365 日	1,643.0 回		路線定期運行	①	野幌駅において、夕鉄バスの札幌代行線及び新札夕線との乗り継ぎに適した運行ダイヤを設定。	③
		(2) 野幌見晴台線②	野幌駅北 口	いずみ野 (錦町先回)	野幌駅北 口	(循環) 11.0km	365 日	2,413.0 回		路線定期運行	①	野幌駅において、夕鉄バスの札幌代行線及び新札夕線との乗り継ぎに適した運行ダイヤを設定。	③
		(3) 野幌見晴台線③	野幌駅北 口	5丁目通 (湯川公園 先回)	野幌駅北 口	(循環) 10.0km	365 日	3,021.0 回		路線定期運行	①	野幌駅において、夕鉄バスの札幌代行線及び新札夕線との乗り継ぎに適した運行ダイヤを設定。	③
		(4) 野幌見晴台線④	野幌駅北 口	いずみ野 (湯川公園 先回)	野幌駅北 口	(循環) 11.0km	365 日	1,521.0 回		路線定期運行	①	野幌駅において、夕鉄バスの札幌代行線及び新札夕線との乗り継ぎに適した運行ダイヤを設定。	③
						往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「キロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

野幌見晴台線運行ダイヤ（令和2年11月まで）（当計画該当系統は①、②、③、④）

【平日】

A=①	A'	B=②	B'	B''	系統No.	C=③	C'	D=④	D'
野幌駅北口	新栄台	野幌駅北口	野幌駅北口	野幌駅北口	始点	野幌駅北口	野幌駅北口	野幌駅北口	いずみ野4
錦町先回/5丁目通	錦町先回/5丁目通	錦町先回/いずみ野	錦町先回/いずみ野	錦町先回/いずみ野	経由	湯川公園先回/5丁目通	湯川公園先回/5丁目通	湯川公園先回/いずみ野	湯川公園先回/いずみ野
野幌駅北口	野幌駅北口	野幌駅北口	野幌駅北口	4番通6	終点	野幌駅北口	中央中南	野幌駅北口	野幌駅北口
	48 23				6時				10
					7時				10
30		30			8時	00			
					9時	00			
30		30			10時			00	
					11時	00		00	
30		30			12時			00	
					13時	00			
					14時			00	
		00			15時	30			
00		40			16時			20	
20					17時	00		40	
		00			18時	20			
		00			19時	20			
					20時	20			
					21時		40		
					22時				
					23時				
					24時				
10.0km 5便	6.4km 2便	11.0km 7便	7.4km 0便	7.0km 0便	系統キロ 便数	10.0km 9便	6.8km 1便	11.0km 5便	5.7km 2便

【土日祝】

A=①	A'	B=②	B'	B''	系統No.	C=③	C'	D=④	D'
野幌駅北口	新栄台	野幌駅北口	野幌駅北口	野幌駅北口	始点	野幌駅北口	野幌駅北口	野幌駅北口	いずみ野4
錦町先回/5丁目通	錦町先回/5丁目通	錦町先回/いずみ野	錦町先回/いずみ野	錦町先回/いずみ野	経由	湯川公園先回/5丁目通	湯川公園先回/5丁目通	湯川公園先回/いずみ野	湯川公園先回/いずみ野
野幌駅北口	野幌駅北口	野幌駅北口	野幌駅北口	4番通6	終点	野幌駅北口	中央中南	野幌駅北口	野幌駅北口
	48				6時				10
00		30			7時				
30					8時	00			
					9時				
30		30			10時			00	
					11時	00			
30		30			12時			00	
					13時	00			
					14時			00	
		00			15時	30			
00					16時			20	
20					17時			40	
		00			18時	20			
				30	19時	00			
					20時		00		
					21時		00		
					22時				
					23時				
					24時				
10.0km 6便	6.4km 1便	11.0km 5便	7.4km 0便	7.0km 1便	系統キロ 便数	10.0km 6便	6.8km 2便	11.0km 5便	5.7km 1便

野幌見晴台線運行ダイヤ（令和2年12月から）（当計画該当系統は①、②、③、④）

【平日】

A=①	A'	B=②	B'	B''	系統No.	C=③	C'	D=④	D'
野幌駅北口	新栄台	野幌駅北口	野幌駅北口	野幌駅北口	始点	野幌駅北口	野幌駅北口	野幌駅北口	いずみ野4
錦町先回/5丁目通	錦町先回/5丁目通	錦町先回/いずみ野	錦町先回/いずみ野	錦町先回/いずみ野	経由	湯川公園先回/5丁目通	湯川公園先回/5丁目通	湯川公園先回/いずみ野	湯川公園先回/いずみ野
野幌駅北口	野幌駅北口	野幌駅北口	野幌駅北口	4番通6	終点	野幌駅北口	中央中南	野幌駅北口	野幌駅北口
	48 23				6時				10
					7時				10
30		30			8時	00			
					9時	00			
30		30			10時			00	
					11時	00			
30		30			12時			00	
					13時	00			
					14時			00	
		00			15時	30			
00		30			16時			30	
		00			17時	00			
		00			18時	30			
		00			19時	30			
					20時	20			
					21時		40		
					22時				
					23時				
					24時				
10.0km 4便	6.4km 2便	11.0km 7便	7.4km 0便	7.0km 0便	系統キロ 便数	10.0km 9便	6.8km 1便	11.0km 4便	5.7km 2便

【土日祝】

A=①	A'	B=②	B'	B''	系統No.	C=③	C'	D=④	D'
野幌駅北口	新栄台	野幌駅北口	野幌駅北口	野幌駅北口	始点	野幌駅北口	野幌駅北口	野幌駅北口	いずみ野4
錦町先回/5丁目通	錦町先回/5丁目通	錦町先回/いずみ野	錦町先回/いずみ野	錦町先回/いずみ野	経由	湯川公園先回/5丁目通	湯川公園先回/5丁目通	湯川公園先回/いずみ野	湯川公園先回/いずみ野
野幌駅北口	野幌駅北口	野幌駅北口	野幌駅北口	4番通6	終点	野幌駅北口	中央中南	野幌駅北口	野幌駅北口
	48				6時				10
00		30			7時				
30					8時	00			
					9時				
30		30			10時			00	
					11時	00			
30		30			12時			00	
					13時	00			
		00			14時	30		00	
00		30			15時			30	
		00			16時				
					17時	00			
					18時	30			
				00	19時	30			
					20時		00		
					21時		00		
					22時				
					23時				
					24時				
10.0km 5便	6.4km 1便	11.0km 6便	7.4km 0便	7.0km 1便	系統キロ 便数	10.0km 7便	6.8km 2便	11.0km 4便	5.7km 1便